

「新型コロナウイルス関連情報」
(その41:非常事態宣言の継続)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は、2月28日に新たに2人が発表されたことにより、現在の累計感染者数は113人となっています。
- 東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止措置を引き続き実施するためとして、非常事態宣言の継続を決定しました。継続の期間は、3月4日0時00分から4月2日23時59分までの30日間です。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は、2月28日に新たに2人が発表されたことにより、現在の累計感染者数は113人となっています。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の継続

(1)東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止措置を引き続き実施するためとして、非常事態宣言の継続を決定しました。継続の期間は、3月4日0時00分から4月2日23時59分までの30日間です。

また、現在まで行ってきた措置を引き続き継続するとしています。(3月2日付政府発表プレスリリース)。

主な措置内容は、以下のとおりです。

- ア 国境管理の厳格化(「陸上国境で慣習的に認められていた市場への行き来の禁止」を含む)
- イ 入国者に対する予防的隔離措置や検疫の実施
- ウ マスク着用の励行、1メートル以上のソーシャルディスタンスの確保
- エ 商業施設や行政機関、公共交通機関等、公私の場に立ち入る際の手指衛生(手洗いや消毒の励行)の維持

在留邦人の皆様におかれては、商業施設や公共機関等でのマスクの着用、手洗いや手指消毒の励行等、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努めるとともに、従前の措置内容を遵守し、不要なトラブルに巻き込まれないように留意して下さい。

また、ディリ内各所で、住民に対する食糧の無料配給が実施されており、配給会場は多くの人が集まり密集状態となっています。交通渋滞を引き起こす場合もありますので、移動の際に遭遇した場合は速やかに通過して下さい。

(2) インドネシア(東ヌサ・トゥンガラ州) 国境と接する県への越境制限

ア 国内での感染状況は昨年末以降顕著に増加しており、陸上国境からの不法入国者が後を絶たず、政府として国内における市中感染のリスクを懸念する中で、インドネシアと国境を接する、エルメラ県、コヴァリマ県、ボボナロ県の国境地帯を中心に集団検査を実施する等、対策に躍起となっています。

イ 危機管理統合センター(CIGC)の発表によれば、コヴァリマ県内では国境付近の村や都市スワイ付近でもクラスターが発生し、感染の広がりが懸念される事態となっています。

ウ このような中、国内への流入抑制を強化する対策として、2月15日付でボボナロ県とコヴァリマ県への越境を制限(3月3日まで)する措置を講じた経緯がありますが、今回の政府発表のプレスリリースによると、コヴァリマ県については、引き続き非常事態宣言の発出期間と同じ、3月4日0時00分から4月2日23時59分まで、越境の制限を継続しています。

エ 東ティモール政府は、国境警備や県境の管理強化のため、国境警備隊や国家警察(PNTL)等の要員を増強し任務に当たらせていますので、在留邦人の方におかれては、当該地域への不要不急の移動は避けるとともに、当該地域の新型コロナウイルスの感染状況や治安当局による県境での管理状況に十分に注意して下さい。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)